

令和元年10月以降由布市保育料基準額表（2・3号認定）

（単位：円）

階層	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護	0	0	0	0
2	市区町村民税非課税	0	0	0	0
3	均等割課税 (所得割非課税)	7,000	6,900	0	0
4	所得割 48,600円未満	10,000	9,900	0	0
5	57,700円未満	12,000	11,800	0	0
6	77,100円以下	16,000	15,800	0	0
7	97,000円未満	19,000	18,700	0	0
8	133,000円未満	26,000	25,600	0	0
9	169,000円未満	32,000	31,500	0	0
10	301,000円未満	35,000	34,500	0	0
11	397,000円未満	37,000	36,400	0	0
12	397,000円以上	39,000	38,400	0	0

- ・基準額表の年齢は4月1日時点での年齢となります。
- ・保育料算定に用いる市区町村民税額には、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の適用はありません。
- ・2019年10月～2020年3月分の保育料は2019年度市区町村民税額をもとに算定します。
- ・3歳以上児については主食費、副食費が必要となります。第1～5階層（第6階層はひとり親等が対象）の子ども、または未就学児の子どもから数えて、第3子以降の子どもは副食費が無償となります

各種軽減制度

①にこにこ保育

3歳未満のおさんは、3歳になる年度まで、戸籍上の第2子以降は0円となります。

②ひとり親※1世帯・在宅障がい児(者)※2のいる世帯

基準額表の階層「3」～「6」の方については、兄弟姉妹の年齢・入園の有無にかかわらず、最年長の子どもから順に1人目は下の表のとおり、2人目以降は0円となります。

階層	3歳未満児	
	標準時間	短時間
3	3,500	3,450
4	5,000	4,950
5	5,500	5,400
6	6,000	5,900

※1 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項および第2項に規定する配偶者のない者

※2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者